

はじめに

東京大学東洋文化研究所（以下、東文研と略）には中国を始めとするアジア諸地域の貴重な文献が多数収蔵されており、その規模が国内はもとより国外でも有数であることは、周知の通りである。その中で中国法制史に関連したものとしては、1910～1940年代に弁護士として北京（北平）や天津に居住していた大木幹一氏のコレクションである大木文庫と、日本の中国法制史研究の泰斗であった仁井田陞氏のコレクションである仁井田文庫とが双璧と言える。

これらの中には、既に広く研究に用いられている文献も多いが、一方でまだほとんど知られていないものも少なくない。そこで小稿では、実務家向けの書物が多く含まれる大木文庫の中から、清代の裁判実務に関連した文献を選んで紹介する。

『例学新編』

本書は、刑部を中心とする中央で扱われた事案を掲載し、今日での最高裁刑事判例集にも似た役割を担った「刑案」と総称される史料の一種に分類される。

内容構成は、『大清律例』の編目順に中央で扱われた事案⁽¹⁾が並び、乾隆49（1784）年～光緒28（1902）年⁽²⁾の案件を収録する。但し大半は光緒期のもので、同治期以前の案件の割合は少ない。

東文研には同一書籍が2帙分あり、各帙12冊から成る。書名は、各巻の冒頭に『例学新編』とあるが、第1・2冊の題簽及び第1冊の扉には『大清律例新編』、序文には『例案新編』とあり、一致していない。東文研では、各巻冒頭の書名を用いて管理している。

2帙の内的一方は、帙・書籍本体共に劣化がやや著しく、大きな虫食いの痕跡もある。書名を記した題簽は全て剥がれ落ちており、取り扱いには注意を要する。もう一方は虫食いも少なくやや良好な状態で、第1冊・第2冊には題簽も残存している。但し、後者の虫食いで文字が判読できない箇所が、前者では虫食いがなく判読できる場合もごく僅かながら存在するため、精読する際には両者を手元に置くことが最も確実な手法と言える。

第1冊が巻1・2の、第10冊が巻11・12の、第11冊が巻13・14の、第12冊が巻15

・16の合編である以外は、各1冊が1巻を構成する。第1冊の封面裏に「光緒丙午上海明溥書局石印」とあり、光緒32（1906）年に上海で出版されたことが分かる。

本書に収録された各案件は、まず「〇〇県案」や「〇〇州案」のように、ほとんどの案件が犯罪発生地を表題としている⁽³⁾。その下には、問題となっている律例の条文名、案件の来歴や引用元の情報（「〇年〇月〇日准咨・核覆・部覆・批准・批結・奏准」や「〇年〇月〇日見邸抄」など⁽⁴⁾）が細字で続き⁽⁵⁾、次の行から案件の事実関係と法適用の問題に関する内容が続く。

また、刑案で最も有名な『刑案匯覽』の木版本などでは、事案の欄外上部に当該案件の概要を簡潔に記述して読者の便に供しているが、本書では第1冊・第2冊を除き、ほぼそうした概要の表記がなく、必要とする案件の検索がやや不便である。

第1冊には、『大清律例』中の名例律に関する案件、第2冊には吏律の職制門に関する案件、第3～6冊には刑律の賊盜門に関する案件、第7～9冊には刑律の人命門に関する案件、第10冊には刑律の鬪毆門に関する案件、第11冊には刑律の訴訟門・受贓門・詐偽門・犯姦門・雜犯門に関する案件、第12冊には刑律の捕亡門・斷獄門に関する案件を、それぞれ収録する。また、ごく一部ではあるが、全国の裁判官庁で参照されるべき「通行」も収録されている。

管見の限り、1つの案件は長いもので20行以上に渡るが、多くは比較的短くまとめられており、最も短いものでは1行に過ぎない。刑案には、『刑案匯覽』のように法適用の問題はもちろん（特に事件の事実関係を）短くまとめたタイプと、『駁案新編』のように事実関係・法適用のいずれをも詳しく収録しているタイプがあるが、本書は前者のスタイルに該当する。

なお、状態の良好な各冊の表紙には、かつての収蔵者個人の筆によるものと見られる、当該1冊の内容の概略（収録対象案件の該当条文名）が記載されているため、利用する際に便利である。

本書の魅力としては、近代法制が導入される直前の内容であるという点にある。例えば、『刑案匯覽』シリーズの中で最も新しい『新增刑案匯覽』でも、光緒11（1885）年の案件までしか収録されておらず、光緒10年代や20年代の中央における法運用実務のまとまった情報は乏しい⁽⁶⁾。したがって、伝統法制最末期における中央での裁判実務を伝える書物として貴重だと言える。

『京控承当各案看語』

「京控」とは、その名の通り首都に赴いて訴え出ることを言い、清代に地方機関での審理に不服がある場合の非常手段として、北京の都察院や通政使司あるいは歩軍統領衙門へ訴える制度・現象を指す。嘉慶期に広く認められて以降は京控案件が激増し、中央はもちろん、各地方でもこの対応に追われることとなる。

京控案件は、首都の機関で訴えを受け付けた後、督撫に審理の命令が伝達され、さらに督撫が命じて按察司・布政司・府・州県といった下部機関に具体的な審理を行わせ、その結果を再度地方から中央へ報告するという形で処理されていた⁽⁷⁾。本書は、こうした一連の過程における地方機関での京控審理の実務を伝えるものである。

序文・目次等はなく、編者も分からないため、いつ頃どのような意図で編纂されたかは不明だが、収録された案件の多くは道光 20 年代のものであることから、道光末期の編纂と考えられる⁽⁸⁾。不分巻であり、現在は東文研が原本を写真撮影して影印本としたものを第 1 冊・第 2 冊の 2 つに分けて閲覧に供している。

記載されている内容は、歩軍統領衙門などで受理された後、湖北省へ下げ渡された案件の審理状況である⁽⁹⁾。

また、収録された一連の原文書は、作成主体が自らを「卑府」と述べている点や、京控案件は省都の府を中心として審理する機会が多かったことから、湖北省の省都を管轄する武昌府の記録と考えられる⁽¹⁰⁾。

各案件は、まず「〇〇一案看語」と表題の籤が貼られた頁があり、それをめくると本編内容である京控案件が登場する。いずれも「審看得」の 3 文字から始まり、事案の発生から北京での訴えを経て、督撫の命令で府が審理を行うに至る経過が詳しく述べてられている。

その後、府での審理（あるいは委員を派遣しての審理）を経て得られた結論を述べ、「候憲台審転」や「候憲台会核審転」といった按察使あるいは督撫の裁可を求める文言で締め括られる⁽¹¹⁾。

各案件の言及はいずれも長文であり、読解に手間がかかる一方、事案ごとの事情が詳しく分かるという利点がある。訴えの内容は、戸婚田土関連のものもあれば、親族への処罰の不当を訴えるものまで様々である。

本書の意義について、2 点指摘しておきたい。1 点目は、地方レベルでの京控事案処理の実像を伝える史料という性質である。京控事案の処理実務については、刑部・都察院・

歩軍統領衙門といった北京の機関が関与しており、加えて史料の残存状況が比較的良好であることから、主に中央レベルで作成された文書を用いての研究が進められてきた⁽¹²⁾。地方での京控事案処理に関するまとまった史料は必ずしも多いとは言えない中で、こうした事案処理の中核を担っていた省都の府における審理状況が具体的に分かる史料は珍しい。

2点目は、清代後期の事案処理における府の役割を明らかにし得る史料という点である。清代の地方機関における実務の解明は、檔案を用いるのが最も確実な手法であるが、残存する地域が少なく、また残っていたとしても末端機関である州県レベルのものがほとんどを占める。したがって、府・按察司・督撫といった上級の地方機関における実務を探ろうとすれば、そうした職にあった官僚個人の公牘や日記などに頼らざるを得ない場合が多い。

一方、これら以外で地方上級機関の実務が窺える数少ない檔案史料としては、中国国家図書館の所蔵する光緒年間の湖北按察司による文書群が知られている⁽¹³⁾。そこでは、一般的な裁判案件の処理や律例の教育を始めとした当時の按察司の実務の他、府の附属機関として京控案件を含む積案の処理に当たった武昌府発審局に関する情報も多く含まれている⁽¹⁴⁾。

地域や案件のジャンルが限定されるとは言え、こうした檔案類と本書とを組み合わせる用い、道光年間と光緒年間とを比較対照することにより、清代後期の府レベルあるいは湖北省における裁判実務の具体像を解明する手掛かりとなるのではないだろうか⁽¹⁵⁾。

『学案初模』・『学案初模続編』

いずれも、清代後期の満洲旗人官僚である伊里布⁽¹⁶⁾が編纂した書物である（以下、前者を初編、後者を続編と称する）。

現在東文研に保管されている初編は、1帙全10冊で、光緒7（1881）年の重刊本である。表紙などの劣化・内部のシミといった点はあるものの、虫食いはほぼ見られず、文字の判読に支障はない。序文によれば、雲貴総督の任にあった伊里布が、過去に州・県・府の勤務において裁判実務で苦労したことから、後輩に当たる属僚達の参考・学習に供するため、余暇に刑部の覆准を経た雲南省の案件を選び、道光18（1838）年に出版したという。ここから、本書は総督が州県官を始めとする地方官（あるいは督撫の下で働く候補人員も含まれるかもしれない）の実務教育用に編纂した教材であることが分かる。

初編に収録された各事例は、謀殺・故殺・鬪殺・誤殺・搶奪といった、上級機関の覆審

を要する重案で、総数は 20 件である。いずれも実際の案件で用いられた上申書を採録しており、事案の事実関係や関係者の供述を一つ一つ詳細に記述し、その上で律例の定擬を行い、審理の遅延（審理期限の超過）がないこと、上級機関での覆審を請求する旨などを記載して締め括られている。

また、教材としての性質上、本書は単に実際の裁判で用いられた長大な文書を掲載するに止まらず、読者に配慮した注釈が欄外上部に多数記されている。例えば、事件発生地の報告が届いた箇所には「通報」、検死の箇所には「驗毀屍法」、事件内容の箇所には「下手情形」や「起衅情由」、上級機関の覆審の箇所には「招解」などとあり、事案の冒頭から読まずとも、速やかに目的の内容に辿り着くことができる。

また、例えば「該犯等兩次迷窃情節相同。叙述却極变化」・「凶犯供詞与余人及脚夫之供、先後一律並無参差」のような犯人・証人の供述内容についての解説や、「共毆之案、報詞内只須提出凶犯姓名。同毆之余人不必全点」・「死係客民並無親属、遺物須点明貯庫、伝属給領」といった、事案処理に際して必要とされる細かな情報も併せて欄外上部に記載されている。

続編は、初編が刊行された翌年の道光 19（1839）年に発行されており（東文研に保管されているのは、初編と同じく光緒 7 年の重刊本）、やはり 1 帙全 10 冊から成る。序文によれば、案件の増大・裁判実務の複雑化が進む中、初編に収録した案件だけでは参照・学習に不十分であると考え、初編に収録できなかった案件を出版したとする。

内容は初編と同じく 20 の事例が収録され、人命案件の他、鬪殺の私和・訴状の代作・印章の偽造・アヘンの販売といった案件も含まれている。構成も初編と変わらない。

これら初編・続編の意義は、清末における法学教育の具体像を伝える史料という点にある。清代において、専門的な法律教育やそれを行う機関は長らく存在していなかったが、清末には各省で官員や候補人員への実務教育や試験の実施がなされていた。例えば、上述した光緒期湖北按察司の檔案によれば、候補人員の教育のため、律例を印刷・頒布したり、学律館と呼ばれる法律学校を設置して法実務の教育を行っていたことが知られている⁽¹⁷⁾。地域や時期は異なるものの、こうした活動は他の地域でも実施されており、清代末期における地方レベルでの法律実務教育の一端を伝える文献として、貴重な存在である。

(1) 「督院李批結」のように、地方レベルで結審した案件も僅かながら含まれる。

(2) 時期の記載のない案件を除く。

- (3) 稀に、「刑部〇〇司審辦」や「刑部審辦」といった表題もある。
- (4) 『刑案匯覽』では刑部律例館の「説帖」が多く収録されている点に特徴があるが、管見の限り、本書には見当たらない。
- (5) 案件によっては、この下に補足情報が付記される場合もある（例えば第8冊巻9の案件では、「南宮県案 殺一家三人 光緒二十年」の表記の下に、細字で「嗣該犯在監自縊身死、將稿註銷」とある）。
- (6) 各種刑案に関しては、中村茂夫「清代の刑案—『刑案匯覽』を主として」（滋賀秀三編「中国法制史—基本史料の研究」（東京大学出版会、1993年）所収）が詳しい。
- (7) 欽差大臣が派遣されて審理に当たることもあった。
- (8) 咸豊期以降の編纂もあり得ない話ではないが、同時期の太平天国による混乱を考えると、可能性としては低いであろう。
- (9) 管見の限りで「湖北（省）」の文言は見られないが、刑部からの督撫へ咨文が届いたことを「咨解回楚」などと表記していることや、各案件内に現れる府や州県の名称から、湖北省であることが分かる。
- (10) 文書内でも「委卑府審辦」との表記が数多く見られる。なお、武昌以外の府で作成された可能性もなくはないが、管見の限りで、そうした場合には漢陽府や安陸府など具体的な府の名称が登場しているため、特に表記のない場合は武昌府を指しているのであろう。
- (11) ごく一部ではあるが、督撫の裁可を求める文言なしに終わっている案件もある。
- (12) 例えば、李典蓉『清朝京控制度研究』（中国：上海古籍出版社、2011年）では、軍機処関連の文書を用いて京控処理の実務を明らかにしている。
- (13) 『清泉署珍存檔案』（中国：全国図書館文献縮微複製中心、2005年）として、影印本が出版されている。
- (14) これらの点に関しては、高遠拓児『『清泉署珍存檔案』と湖北按察使黄彭年』（『法史学研究会会報』10号、2005年）において詳しく紹介されている。
- (15) そもそも発審局は、清末に京控案件を含めた積案処理のために設置された部局であり、その設置以前における当該事案の処理の実態を比較対照するために、本書は有用であろう。なお、発審局については李貴連・胡震「清代発審局研究」（中国：『比較法研究』、2006年第4期）が詳しい。
- (16) 各種地方官を歴任した後に雲貴総督を務めた。アヘン戦争時には両広総督として長江流域の防衛に当たり、その講和条約である南京条約の締結にも関わっている。
- (17) この点については、上述の高遠氏による文献紹介を参照。